非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は昭和４２年当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和４６年には衆議院において、その遵守を求める決議が可決して以来、我が国の核兵器廃絶決議案を国是として位置づけられ、歴代内閣もこれを堅持してきた。

また、我が国は、被爆国として「核兵器のない世界」を希求し平成６年以降、国連の場においても毎年核兵器廃絶決議案を公式に表明し、我が国及び地域の安定に一定の役割を果たしてきたものと考えられる。

しかしながら、現在、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が進められており、これに伴い、非核三原則の見直しを懸念する声もある。核兵器を取り巻く国際情勢が一層厳しさを増している今日だからこそ、非核三原則は我が国の平和と安全を築く基盤として今後も確実に守られるべきである。

広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返さないため、被爆の実相を後世に伝えるとともに、非核三原則を堅持し「核兵器のない世界」の実現に向けた努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の重要な責務である。

よって、国会及び政府においては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地の思いを真摯に受け止め、我が国の国是である非核三原則を将来にわたり堅持されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年　９月　２５日

大分県由布市議会議長　佐　藤　孝　昭

衆議院議長　　森　　英　介　殿
参議院議長　　関　口　昌　一　殿
内閣総理大臣　高　市　早　苗　殿
外務大臣　　茂　木　敏　充　殿